

令和5年3月3日

お客さま各位

上田信用金庫

カードローン「しんきんきゃつする500」の契約規定等改定のお知らせ

平素より、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では令和5年4月3日（月）より、信金ギャランティ株式会社の保証付商品であるカードローン「しんきんきゃつする500」の契約規定等を下記の通り改定いたします。

なお、改定後の規定等は、新しくカードローンをご契約いただくお客様のほか、改定前からご利用いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1、契約規定等の改定内容

カードローン契約規定	<ul style="list-style-type: none">・期限前の全額返済義務の事由から「相続の開始」を削除・新規貸越の停止事由に「借主が死亡したとき」を追加
保証委託約款	<ul style="list-style-type: none">・求償権の事前行使の事由から「相続の開始」を削除

2、適用日

令和5年4月3日（月）

以上